

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成 27 年 5 月 22 日

福島市

1. 提案の概要

福島市健康福祉部生活福祉課内に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所の査察指導員、社会福祉主事及び就労支援相談員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

福島市内でも稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も福島市はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）とする。

(2) 設置場所

・福島市役所内

(3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と市が行う生活保護に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口職員を配置し、市から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

市は、生活福祉課において生活保護に係る業務の実施に加えて、就労支援員を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、国の窓口へ誘導する。

(4) 実施体制

- ・福島市：職員 38 名、就労支援相談員 2 名
- ・ハローワーク：就労支援ナビゲーター 2 名

(5) 経費負担

費用負担その他事業実施に必要な事項は、本市とハローワークが協議のうえ決定する。

4. 事業開始時期

平成 27 年 7 月 1 日を予定